

## 仕 様 書

### I 業務名

令和2年国勢調査用品の一時保管・仕分け・配送業務

### II 契約期間

契約締結日から令和2年9月18日まで

### III 業務内容

総務省から送付される令和2年国勢調査用品（以下「用品」という。）を受け入れ、一時保管・仕分け・梱包し、三原市（以下「発注者」という。）又は調査員の自宅等に配送する業務

#### 1 用品の数量を確認し三原市に配送する業務

(1) 対象用品 別紙「国勢調査 用品一覧」に記載のある用品

(2) 保管期間 用品が到着した日（7月中旬～8月上旬予定）から配送日まで  
用品到着予定日

・調査事務打合せ会の用品：7月中旬から下旬

・実査用品3 : 7月20日～8月11日

(3) 配 送 日 令和2年8月1日から同年8月31日までのうち、三原市が指定する日

(4) 配送場所

・調査事務打合せ会の用品：①三原市役所本庁舎内で市が通知する部屋、  
（変更の場合は通知する）②三原市リージョンプラザ南館2階（エレベーター無し）  
③本郷生涯学習センター

・実査用品3 : 三原市役所本庁舎内で市が通知する部屋

(5) 業務内容

ア 用品を受け入れ、数量確認し、発注者へ報告したうえで用品を一時保管する。

イ 用品名に、「2段積み禁止」の注意書きがあるものは、保管環境に注意すること。

ウ 用品の一時保管・数量確認作業にあたっては、屋根及び壁により外界から遮断され、火災・浸水等の恐れのない建造物で、部外者の立ち入りを厳禁し、適正かつ確実な管理が行える施設とすること。

#### 2 用品を保管・仕分けをして調査員の自宅に配送する業務

(1) 対象用品 別紙「国勢調査 用品一覧」に記載のある用品

(2) 保管期間 用品が到着した日から配送するまで  
用品到着予定日

・実査用品2 : 7月6日～28日

(3) 配送期間 令和2年8月17日から同年8月28日までのうち、発注者が指定する期間。  
ただし、調査員の交代等やむをえない理由により発注者から別途指示があった場合は、この限りではない。

(4) 配送場所 三原市内の調査員自宅（調査員自宅住所名簿は後日提供）

予定：旧三原地域 456箇所、旧本郷地域 66箇所、

旧久井地域 36箇所、旧大和地域 42箇所

ただし、調査区ごとに1箱を配送するため、調査員自宅1件につき複数の箱を配送することがある。配送する箱数は合計784個の見込みである。

(5) 業務内容

#### ア 用品の受入・一時保管

用品の受入れ、数量確認後、発注者へ報告したうえで次に留意して用品を一時保管する。用品名に、「2段積み禁止」の注意書きがあるものは、保管環境に注意すること。

- a 屋根及び壁により外界から遮断され、火災・浸水等の恐れのない建造物で、部外者の立ち入りを厳禁し、適正かつ確実な管理が行えること。
- b 他の荷物等と混在することなく保管、仕分けができる作業スペースを確保すること。

#### イ 調査書類へのゴム印押し

次表の用品については、発注者が指定する箇所に、発注者が貸与するゴム印を押すか受注者の負担で印刷を行う。その際、インク等で汚れないよう注意すること。

用品コード	調査用品名
世-1	調査書類収納封筒(A)
世-6	回答確認リーフレット(A)
世-8	調査票提出のお願い(督促状)

#### ウ 用品の仕分・梱包

(ア) 発注者が貸与する調査区別仕分け一覧表 (Excel データ) に基づいて用品の仕分作業を行う。

(イ) 仕分けされた用品を調査区ごとに梱包する。

(ウ) III 2 の業務について、梱包数及び配送先数の基礎となる調査区数及び予定調査員数は次のとおり (確定数ではない)。

a 調査区数 827 (調査員を配置しない調査区43を含む)

b 予定調査員数 600人 (1調査区担当450人, 2調査区以上担当150人)

※2以上の調査区を担当する調査員宅には、原則調査区の数と同数の箱を配送することとなる。3調査区以上を担当する調査員が生じる可能性がある。

(エ) 梱包時には、市が別途作成した文書を同封する。(A4用紙数枚程度)

(オ) 用品の梱包においては、1調査区を1個口(箱)とし、箱の大きさは用品の梱包・保管に支障が無い程度の大きさのものを受注者が判断して選定するものとする。また、調査員が箱内の用品を容易に識別できるよう、仕切り紙などを用いて各種用品を区分する。

(カ) 用品のうち、プレプリントがある用品については、調査区固有の情報が付記されており、該当する調査区を誤らないよう、十分注意すること。

(キ) 用品の保管・仕分け作業等の場所は、受注者の裁量により決定することが出来る。

(ク) 本業務の履行に際し市職員が立入検査を行う場合がある。

#### エ 用品の配送

(ア) 梱包した用品は、市が貸与する調査員宅住所等配送データ (Excel データ) に基づき、III 2 (3)の期間内に調査員宅へ配送する。

(イ) 調査員への用品の受け渡しにおいては、必ず受領確認を行うものとする。

(ウ) 受注者は当該データの取扱に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(エ) 余った用品は発注者の指示に従い、三原市役所本庁舎内の発注者が指定した場所に配送すること。

#### IV その他

- (1) この業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 本業務を遂行するにあたり必要となる資材等（配送用箱等）は、受注者で用意する。総務省から届けられた用品が入っていた箱等の資材を再利用しても構わないが、「全て市へ配送」と指示している用品については、総務省からの送付時に使用された箱等を利用する。
- (3) 作業状態を常に把握し、事故等の問題や作業上の疑義が生じた場合は、速やかに報告する。
- (4) 配送完了後、発注者の指示に従い配送報告書等を作成、提出する。
- (5) 本業務の履行に関し、発注者が立会い検査を行う場合は、誠実に対応する。
- (6) 本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定するものとするが、解決しない場合は発注者の指示に従う。
- (7) 本仕様書の数量（調査員数、箱数等）は予定であり、若干の増減が見込まれる。
- (8) 契約は保管、仕分け業務及び市への配送業務については業務量の増減にかかわらず定額とするが、調査員への配送業務については1箱あたりの単価契約（1住所地につき2箱以上を配送する場合は、箱数分の委託料が発生するものとする。）とし、契約内容が全て履行されたことの確認後にまとめて支払うものとする。